

昭和三十一年四月二十七日(金曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

- 委員長 早稻田柳右三郎君
- 理事 内田 常雄君 理事 岡本 茂君
- 理事 白濱 仁吉君 理事 中村 幸八君
- 理事 板川 正吾君 理事 田中 武夫君
- 理事 松平 忠久君

- 浦野 幸男君 小沢 辰男君
- 海部 俊樹君 齋藤 憲三君
- 始関 伊平君 首藤 新八君
- 中垣 國男君 中川 俊思君
- 中村三之丞君 林 博君
- 原田 憲君 村上 勇君
- 岡田 利春君 久保田 豊君
- 小林 ちづ君 多賀谷眞楡君
- 西村 力弥君 山口ソヅエ君
- 玉置 一徳君

- 出席政府委員 小沼 亨君
- 総務府事務官 (公正取引委員 会事務局長) 森 清君
- 通商産業政務次官 大堀 弘君
- 中小企業庁長官 首藤 新八君
- 委員外の出席者 通商産業事務官 (中小企業庁振興部長) 加藤 悌次君
- 専門員 越田 清七君

四月二十七日

委員伊藤卯四郎君辞任につき、その補欠として玉置一徳君が議長の名指で委員に選任された。

同日 委員玉置一徳君辞任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の名指で委員に選任された。

四月二十七日

商店街組合法案(松平忠久君外二十八名提出、第三十九回国会衆法第一三三号)は委員会の許可を得て撤回された。

本日の會議に付した案件

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)(参議院送付) 商店街における事業者等の組織に関する法律案(首藤新八君外四十四名提出、衆法第三九号)

商店街組合法案(松平忠久君外二十八名提出、第三十九回国会衆法第一三三号)の撤回に関する件

○早稻田委員長 これより會議を開きます。

首藤新八君外四十四名提出の商店街における事業者等の組織に関する法律案及び松平忠久君外二十八名提出の商店街組合法案の両案を議題といたします。この際お諮りをいたします。松平忠久君外二十八名提出の商店街組合法案につきましては、提案者より成規の手續で撤回の申し出がなされております。

本案は委員会の議題とした案件でありますので、委員会の許可が必要であります。よって、本案の撤回を許可するに御異議はありませんか。

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○早稻田委員長 引き続き首藤新八君外四十四名提出の商店街における事業者等の組織に関する法律案について審査を進めます。

本案について質疑を終局するに御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○森(清)政府委員 私たちといたしましては、中小小工業者の組織化につきましては、かねてから非常な関心を持って、何とかこの立法化について考えておたつたのでございますけれども、国庫補助金の交付その他について多少の問題がございますし、あわせていわゆる中小企業基本法等の問題もからみまして、いろいろと準備を進めておたつたやうでございますが、ただいまのこの御提案になりました法律につきましては、私どもとしては、法案の趣旨に対しては全く賛成でございます。

○早稻田委員長 本案に対しては、松平忠久君ほか三十七名より修正案が提出されておりますので、まず提出者より趣旨の説明を聴取することといたします。松平忠久君。

商店街における事業者等の組織に関する法律案に対する修正案 商店街における事業者等の組織に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

第一条、第六条第一項及び第八條中「商業」を「小売商業」に改める。 第九條中「三分の二以上が商業」を「二分の一以上が小売商業」に改める。

第十四條第一項中、第十号を第十一号とし、第九号中「指導及び」を削り、同号を第十号とし、第八号中「及び指導」を削り、同号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 組合員の従業員の集团的雇入れ及びその従業員に係る賃金、労働時間、宿舍等の労働条件の改善に関する事業

第十三條第三項中「同項第十号」を「同項第十一号」に改める。 第十九條第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 会員たる商店街振興組合の組合員の従業員の集团的雇入れ及び

びその従業員に係る賃金、労働時間、宿舍等の労働条件の改善に関する事業

第三十五條第六項、第五十六條、第六十五條及び第七十八條中「商店街における事業者等の組織に関する法律」を「商店街振興組合法」に改める。

第八十八條各号列記以外の部分中「第十九條第一項第九号」を「第十九條第一項第十号」に改める。

附則第四條第一項中「三月以内」を「六月以内」に改める。

附則第五條及び附則第十條中「商店街における事業者等の組織に関する法律」を「商店街振興組合法」に改める。

附則第十四條中「商店街における事業者等の組織に関する法律」を「商店街振興組合法」に改め、同条を附則第十二條とし、附則第十條の次に次の一條を加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十一條 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。

第七十四條第一項第一号中「及び商工組合連合会」を「商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会」に

改める。

○松平委員 首藤新八君外自民党の衆議院の諸君の提出にかかります商店街における事業者等の組織に関する法律案に対して修正案を提出したいと思っておりますが、実はただいま委員長から報告がありましたように、社会党におきましても商店街組合法案という、ほとんど同趣旨の法律案を昨年十月の臨時国会において提出をして、ただいままで継続審議になっておったわけであり、実は両党の案を撤回して、あらためて共同で商店街振興組合法案というものを作成しようという考えをもちまして、自民党側と折衝をしておいたことは皆さんも御承知の通りであります。しかるに自民党においては党内事情もありまして、共同提案は困るというのでありますので、しからば大乗的見地に立って、われわれが自民党案に対して修正を加えて、これをよりよいものにしてしようという考えのもとに、修正案を提出することになったわけであります。

この修正案の骨子は、お手元にあるところの修正案要綱でおわかりになると思いますが、修正の全文について最初に朗読をいたしたいと思います。

商店街における事業者等の組織に関する法律案に対する修正案

商店街における事業者等の組織に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

商店街振興組合法

第一条、第六条第一項及び第八条

中「商業」を「小売商業」に改める。第九条中「三分の二以上が商業」を「二分の一以上が小売商業」に改める。

第十三条第一項中、第十号を第十一号とし、第九号中「指導及び」を削り、同号を第十号とし、第八号中「及び指導を削り、同号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 組合員の従業員の集团的雇入れ及びその従業員に係る賃金、労働時間、宿舍等の労働条件の改善に関する事業

第十三条第三項中「同項第十号」を「同項第十一号」に改める。

第十九条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 会員たる商店街振興組合の組合員の従業員の集团的雇入れ及びその従業員に係る賃金、労働時間、宿舍等の労働条件の改善に関する事業

第三十五条第六項、第五十六条、第六十五条及び第七十八条中「商店街における事業者等の組織に関する法律」を「商店街振興組合法」に改める。

第八十八条各号列記以外の部分中「第十九条第一項第九号」を「第十九条第一項第十号」に改める。

附則第四条第一項中「三月以内」を「六月以内」に改める。

附則第五条及び附則第十條中「商店街における事業者等の組織に関する法律」を「商店街振興組合法」に改める。

附則第十四条中「商店街における事業者等の組織に関する法律」を「商店街振興組合法」に改める。

事業者等の組織に関する法律を「商店街振興組合法」に改め、同条を附則第十五条とし、附則第十三条を附則第十四条とし、附則第十二条を附則第十三条とし、附則第十一条中「商店街における事業者等の組織に関する法律」を「商店街振興組合法」に改め、同条を附則第十二条とし、附則第十条の次に次の一条を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十一条 中小企業等協同組合法の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項第一号中「及び商工組合連合会」を「、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会」に改める。

以上であります。この修正案は少しややこしいようでありますから、若干説明を加えたいと存じます。

まず題名を改めるということにつきましては、実はこの法律案は、商店街の方から、商店街組合法とあるいは商店街振興組合法というようなものにしてもらいたいということから従来から要望があったわけであり、従って、自民党の法律案のごとくに長ったらしい題名ではなくて、きわめてわかりやすいことになければならぬ。法律は大体わかりやすくしなければなりません。従って、そういう意味におきまして、この題名を商店街振興組合法、こういうふうに変更することとしたのであります。

それから「商業又はサービス業」とありますけれども、商店街の多くは小売商でございます。従って、小売商にイニシアチブを持ってもらう、その上において商店街の振興をはかってい

なければならぬ。その中におけるところのデパートとかあるいは問屋とか、そういう方々がイニシアチブを持っていくということは、法の趣旨に若干背反するのではないかと、そういう考えで、実は社会党の案の中には小売商という言葉を使っております。従って、商業という言葉は、小売商とは若干ニュアンスが違いますが、これは社会党の案のごとく直したい、こういう考え方であります。従いまして、組合の設立に關しても、小売商及びサービス業が二分の一以上おれば足りるんだ、こういう格好にしなければならぬので、われわれ社会党案の設立の要件について、これをそのまま自民党の案の中に取り入れるということにいたしまして、これを提案いたしておるわけであります。

その次に、商店街の組合の事業でありますけれども、現在の商店街あるいは将来予想される商店街における事業のことを考えてみると、現在の日本人の教育の程度と申しますか、とかく民間の団体に大きな権限を持たせたいことは、私は現在の日本の教育の程度からいって行き過ぎになりやしないか、こういう考え方を持っております。日本人の民主主義的な考え方というものが、まだ欧米のごとくには至っておりません。従って、民主主義に反するような考え方と申しますか、そういうものがやはり官僚制度にもなり、あるいは民間においては一種のボス支配ということになるわけであり、従って、商店街におきましても、なるべくボス支配というものを排除していくということが必要である、そうして

民主的にこれを運営していかなければならぬ、そういう考え方に立脚をいたしておりますので、商店街の責任者が指導をやたらとやるということは民主主義にも反すると考えておりますので、私どもは責任者が指導原理というものを振り回してやるということに反対をいたしておるわけであり、従って、いろいろな事業について指導するのだ、こういう立場に立たずに、助言をするとかあつせんをするとかという程度にとどめておくべきである、そういう考え方から指導という文字を削っておるわけであり、

なお、もう一つ追加いたしましたことは、今日の労働条件、求人難等のことと關してでございます。それは商店街の組合において、従業員の雇用の集団化、つまり集团的雇入れとあるいは賃金、時間、あるいは宿舍等のいわゆる労働条件の改善ということをはかっていかなければ、この求人難は解決できない、かようにも考えているわけでありまして、そういう機能をやはり組合に持たせる必要がある、その考え方から社会党案にありまるところの今申しました事項について、事業としてつけ加えたいと考えているわけであり、

もう一つは、この法律ができませんと、同じ名前のおゆる商店街振興組合というものが今日ありとすれば、その名前を変えなければなりません。その名前を変えるのに登記の手続その他が要りますので、六月くらゐの期間を置く必要があるというので、原案の三月を六月に改めることといたしているわけであり、

最後に、これは商店街振興組合並

びに連合会というものは一体どうい
組織であるか、組織論を考えますと、
ただいま三党で中小企業の本基本法を提
出したしておりますが、その中小企業
基本法の中に現われている三党の考え
方というものは、組織はなるべく簡単
にして、なるべく一本化していくとい
うことがよろしいというのがこの基本
法の基本的な精神であるわけでありま
す。この点に関する限りは、三党の中
小企業基本法の根本を貫いている共通
の考え方であると考えております。
従って、商店街振興組合並びに連合会
というものが、今日の組織から離れ
た一つの組織になるという事は、わ
れわれの基本法の考え方からいっても
合わないわけでありませぬ。自民党の原
案におきましては、その点が何らの規
定もなく、従って、現在ある組織の外
にまたこういう組織ができるというこ
とになるわけでありまして、いたずら
に組織の混乱を増すこととなるわけ
であります。この商店街振興組合法の設
立を推進している方々の立場は私も
はわからないこととございませぬ。し
かしながら、大局的に考えるならば、
やはりこれは国の中小企業に関する組
織の一環としてその機能を發揮されな
ければならないわけでありませぬ。従っ
て、中小企業の中央会の会員とならな
ければならない、会員となる資格を持
たせなければならぬ、かように考
えておりますので、ただいま申しまし
ように、中小企業等協同組合法を改正
しまして、新たにできるところの商店
街振興組合並びに連合会は、都道府県
の中小企業中央会、全国の中小企業中
央会の会員たる資格を持つ、そういう
ふうに改めなければ、法体系として一

貫しておりませぬので、そのように改
めることにしたわけでありませぬ。
以上が本法律案に対する修正案の説
明の概要でございます。

実は、法案を作るときには、そこに
すわっておられる首藤さんとも数回に
わたって私は折衝してきたわけであり
まして、大体提案者もほぼその線は納
得していることと私は了解をいたして
おるわけでありませぬので、どうぞ一
この際満場の御賛成あらんことをお願
い申し上げます。
以上によって提案の理由の説明を終
ります。(拍手)

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は
終わりました。

○早稲田委員長 本修正案について
は、質疑の通告もありませんので、引
き続き本案並びに修正案を一括して討
論に付するものであります。しかし、
討論の通告もありませんので、直ちに
採決いたします。
まず、松平忠久君外三十七名提出の
修正案を可決するに御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稲田委員長 御異議なしと認めま
す。よって、本修正案は可決いたされ
ました。

次に、ただいまの修正部分を除いて
原案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○早稲田委員長 起立総員。よって、
本案は修正議決いたされました。

○早稲田委員長 次に、白濱仁吉君外

三十七名より、本案に対し附帯決議を
付すべしとの動議が提出されておしま
すので、まず、趣旨の説明を聴取する
ことといたします。白濱仁吉君。
○白濱委員 私は、ただいま採決され
ました商店街における事業者等の組織
に関する法律案に對しまして、提案者
を代表しまして、附帯決議を付するこ
との動議を提出いたします。
案文を朗読いたします。

商店街における事業者等の組織
に関する法律案に對する附帯決
議(案)

小売業者又はサービス業者その
他の者の結成する組合を發展強化さ
せるため、政府は、次の諸点の助成
措置につき配慮すべきである。
一、商店街振興組合等が設置する街
灯に使用する電気については、一
般の電灯料金よりも軽減されるよ
うにすること。
二、商店街振興組合等及び組合員に
對して、税制上、金融上特別の措
置をとること。
三、小売商業又はサービス業の従業
員の福利を増進するため、労働福
祉施設の設置とその運営及び組織
的福祉活動その他の福利事業に對
して必要な措置をとること。

なお、地方公共団体においても右
の同様の措置をとるよう指導するこ
と。
以上であります。

理由については説明するまでもない
と思ひますので、全員の御賛同をお願
い申し上げます。

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は
終わりました。

に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認めま
す。よって、本動議の通り附帯決議を
付することに決しました。

この際、通商産業大臣より発言を求
められておりますので、これを許可い
たします。通商産業大臣代理森政務次
官。

○森(清)政府委員 ただいま附帯決議
になりましたところの御趣旨を体しま
して、十分努力をいたします。

○早稲田委員長 お諮りいたします。
本案に関する委員会の報告書の作成に
つきましては、委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稲田委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さよう決しました。

提案者首藤新八君より発言を求めら
れております。これを許します。

○首藤議員 商店街振興組合法は、今
日まで小売業者に對して十分な
立法はなかつたのであります。欠陥
を補いたいと考えまして提案いたしま
したところ、ただいま全員の御賛成を
いただきました。まことに感謝にたえ
ませぬ。われわれは今後立法の趣旨を
強く推進いたしまして、小売商業がで
きるだけすみやかに振興できますこと
を期待するものであります。(拍
手)

○早稲田委員長 次に、内閣提出、中

小企業団体の組織に関する法律の一部
を改正する法律案を議題とし、質疑に
入ります。

質疑の通告がありますので、これを
許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 まず最初にお伺い
したい点は、中小企業団体の組織に
関する法律の一部改正、こういうこと
になっておりますが、この改正は中小
企業商工組合の性格及びこの法律ので
きました基礎を大きく変更するよう
な、いわば基本的な改正であります。
そこでまずお伺いしたいのですが、
昭和三十二年に本法が制定せられまし
た当時の本法制定の理由はどういうこ
とでございませぬか、お伺いいたしま
す。

○大堀政府委員 現在の団体法制定の
際には、中小企業の過当競争によって
中小企業業界が必要以上にものを安く
売る、そういう事態に對して、こ
の不況を克服するための経営の安定を
はかるという趣旨で、その点が本団体
法の中心の考え方になっておったと考
えております。

○田中(武)委員 今も長官が言われた
ように、この団体組織法を制定いたし
ました当時は、いわゆる中小企業の不
況打開ということが目的の第一であつ
たと思ひます。ところが、今回の改正
によって、設立要件から不況要件をと
り、さらに不況カルテルだけでなく、
合理化カルテルも認めていく、あるい
はそれをなお強化していくということ
であるならば、中小企業団体組織法の
できましてから今日までの施行の
経過にかんがみて、中小企業は常に不
況である、こういう上に立っての改正
でございませぬか、それとも中小企業団

体組織法を全然違つた性格のものにしてしまふのだ、こういう上に立つた考へ方なのか、いずれでございませうか。

○大堀政府委員 今回の改正におきまして、先生御指摘のように、設立に於いての不況要件を撤廃いたしました。組合としては同業、当該業種の全業界をできるだけ多数包摂をいたしました。組合を作つて、そして常時は、教育、指導事業といひますか、一般的な同業者団体として活動いたしますと同時に必要なる場合には合理化のためのカルテルの結成もできる。もちろん認可が必ず要でございますが、そうして不況が至りました場合には、従来通り不況要件によつて安定のための調整などもできる、こういう一種の同業者団体的な性格を導入いたしておるわけでございます。その点におきましては、確かに従来経営の安定だけを主たる目的とする組織に対して、かなり大きな変化になると私どもは考へておる次第でございますが、この点は従来、こういった同業組合的な組織がございせんために、実態的に業界でも非常に困惑しておられる事情でございます。数年來の業界の要望にこたえて、そういった方向に本法律を改正して参りたいという趣旨でございます。

○田中(武)委員 今までは中小企業関係の組織法としては、中小企業等協同組合法あるいは本法等がありまして、それぞれの分野における活動目標に従つて結成をせられてきたわけですが、ところが、後にも触れますが、今回の改正で本法によつて設立せられた商工組合が共同事業までもやる、こういうふうなことになりまふならば、中小企業等協同組合による協同組合を吸収する

という考へ方に立つておられるのか。なお一歩前進せしめるならば、われわれが中小企業基本法の付属法規として国会に提出いたしておりますように、中小企業組織法、こういうものに一本にまとめてしまふ方がいいのじゃないか、このように考へるのである。この改正案がそのまま通るとするならば、協同組合をわざわざ作らなくても商工組合で協同組合のやることもできるようになる、そういう趣旨で、将来中小企業関係の組織法を一本化するということに立つてこういう改正を考へられたのか、いかがですか。

○大堀政府委員 私どももいたしまして、実は先生御指摘のように、中小企業団体法並びに協同組合法全体として、あるいはまたそれ以外の中小企業の組合を含めて、将来は中小企業の団体法を一本の方向にすべきか、その辺について検討を重ねておるわけでございますが、今回、取り急いで、当面の必要に応じますために、団体法だけの改正を持ち出し、御審議をいたさうにいたしたわけでございます。協同組合法にいたしても、やはり今後全体として検討を加えていく必要があると考へております。それで、ただいまの共同事業の問題につきましては、確かに商工組合におきましても、十七条の第二項事業として共同事業を行なえることにいたしております。これは目的をいたしましては、付随的な考へ方でございまして、私どもは、協同組合の組織といひますのは、どちらかといひますと、やはり小数の方が同士の集まつて相互扶助の精神によつて企業的な組合を作つて、企業活動を共同でやるという趣旨の運用が本来の性格で

はないか。同業界全体のための活動をしたします商工組合のほかに、やはりそういった少数の方が集まつて、あるいは共同加工なり、共同生産なり、共同販売なり、そういった仕事をやるという分野もあるいは必要じゃないか、かように考へております。その辺は今後さらに検討を重ねていきたいと思つておる次第であります。

○田中(武)委員 さしあたり緊急に必要な部門、こういうことでございませうが、むしろ緊急に必要なのは従来の商工組合なんです。不況克服のために必要である。それを不況要件を削除することによつて、これは恒常的なものになるわけですか。そうすることがどういうわけで緊急に必要なんですか。

○大堀政府委員 私どももいたしまして、結局全体の同業者を幅広く包括いたしました同業者団体という性格のものを作る方法が、現在のところないといひますか、商工組合は不況克服のための組合ということになっておりますので、結局協同組合が多少広範囲に解釈されまして、これを使ってその目的を達成しようというふうな今日まで参つておるといふのが実情ではないかと考へております。やはり同業組合のような性格を、商工組合を広げまして、それで必要な場合に、不況な場合に不況カルテルもできるのだ、こういう態勢に持つていくことがよろしいのじゃないかと考へたわけでございます。

○田中(武)委員 どうも長官の答弁では、まず緊急に必要なものだけを改正するんだというご説明として十分だと思ひます。そこで、大臣代理としての森政務次官にお伺いいたしますが、先ほど来

言つておる通りに、この改正をやるならば、中小企業等協同組合は影が薄くなる、そういう関係になります。従ひまして、わが党が考へておりますように、将来中小企業の組織関係法は一本にするんだ、そういう上に立つてのまず改正というなら、一応筋道としてわかるのです。ところが、そうでなかつた。今までは協同組合は協同組合としての役目を持ち、商工組合は商工組合としての役目を持つておつたわけです。それを改正するといふ。商工組合が協同組合と同じようなことまでやれる、こうなつてくるのです。政府として中小企業組織に対する考へ方を統一する、こういう上に立つて、たくさんありますから一べんにはできないにしても、まず整理をし、これを基に本法でも通ればそれに基づく一本の体系にするんだ、その場合には環境衛生その他の問題をも含めて考へていくんだというふうな、わが党のような考へ方ならば一応これはわかるわけですか。そういう点について、政府はどのような方針を持つておられますか。

○森(清)政府委員 確かに田中先生のおっしゃる通りに、抜本的に中小企業対策を考へた場合には、中小企業基本法というものを作つて、そしてその中にそれぞれ十分盛り込まれるようにすべきでございませうけれども、私ども政府といたしましては、その中小企業基本法についてまず実態を把握することが一番問題であると思ひまして、鋭意その実態の把握のために努力をいたしておる最中でございます。ただいま仰せの通りに、確かに協同組合あるいは商工組合、いずれかに偏重してはならないかという弊害はあるかも

わかりません。わかりませうけれども、私どもは今日直接中小企業者からの強い要望にも基づきまして、この法律を作ることを決意した次第でございます。そして、それらの点につきましては、今後十分行政指導上で万全を期していきたいと考へておるわけでございます。

○田中(武)委員 そういう答弁で了承はできませんが、考へ方が出されたというところで一応ここを通過したいと思ひます。次にお伺いしたいことは、第十条なんです。これは現在の法にもありますが、今度も改正の中に入りまして、商店街組合と商工組合との地区の重複を認めておるわけですか。ここでの商店街組合といふのは一体何をいつておるのか、先ほど当委員会でも決を見ました商店街における事業者等の組織に関する法案では、商店街振興組合としたのですが、これはまだ法律としては成立いたしておりませう。従つて、ここでいう商店街組合といふのは一体何をさしておるのか。

もう一点といたしましては、ただいま決議をいたしました商店街振興組合、これに対して自民党の強い意見として、商工会との重複はさせないんだ、こういう強い線が出ておるわけですか。こちらにおいては商工組合と商店街組合とは重複を許すという考へ方、そこに一貫した考へ方としてはどのよう受け取つたらよろしいのか、お伺いいたします。

○大堀政府委員 十条に商店街組合とございませうのは、これはこの法律の中の仮の名称にいたしておりまして、正式にできます場合は、商店街商業組合

といたしておるのか、お伺いいたします。

といたしておるのか、お伺いいたします。

といたしておるのか、お伺いいたします。

といたしておるのか、お伺いいたします。

といたしておるのか、お伺いいたします。

といたしておるのか、お伺いいたします。

といったような名前になる性格のものでございます。この団体の規定によりまして、商店街商業組合という形で組合を結成することもできるということですが、従来からございます規定でありまして、今回できました振興組合は、特別法の形で内容も違っておるわけでございます。そういうことで、私の方としましては、団体の規定によってもそういった組合を作ることができるといふ組織法として一応認めておるわけでございます。

なお、後段の問題につきましては、商店街の商業組合につきましても、省令で指定した地域ということにいたしておりまして、実際必要なのは、主として大都市等において必要であるというふうな考えておりました。いなかの市町村等は指定地域に入らないように運用したいと考えておる次第でございます。

○田中(武)委員 先ほど可決いたしました商店街振興組合が成立するならば、ここでいう商店街組合は、その法に基づくものと解釈するのですか。それともここでいう商店街組合というのは、俗にいわれておる、これを指さしておる。商店街という言葉は、先ほど可決した法律が成立すれば、この法律以外のものには使えないという名称の禁止があります。そうしてくと、ここでいう商店街組合とは一体どういう格好になるのか、こういうことになるのですか、どうなんですか。

○大堀政府委員 ここにございますのは、「商工組合(以下「商店街組合」といふ)」ということ、法律の中におきまして仮称といたしておりますが、これに基づいてかりに商店街組合ができ

ました場合は、何々商店街組合、あるいは商工組合、そういう名称に相なるわけでございます。その点新しい法律によりまして組合の名称とは重複しない、そのように考えておる次第でございます。

○田中(武)委員 これが問題なんだ。これはもちろん議員提案としてなされたわけだ。だから中小企業庁長官との間には十分打ち合わせがなかったとは思ふんだが、この法律で商店街組合という、すなわち商店街商業組合、そういうことを認めておるわけですか。いいですか。ところが今可決をいたしました商店街振興組合——振興という言葉が入るから入らないかは別といたしまして、先ほど可決した法律によつてこの法律以外のものには商店街という言葉を使わせないんだ、こういうことになっておるんですね。この間をどう調整して参りますか。だから商店街振興という言葉だけがこれにかかってくるのか、その上の商店街ということにかかるとすれば、このいわゆる団体組織法のいうものと先ほど可決したこの商店街振興組合との間に違つた点が出て参るわけなんです。それをこの法律、すなわち商店街振興組合が成立した時点には、こちらの条文をどう読んでいくのか、そういう点です。

○大堀政府委員 新しい、たとえば御可決になりました法律によりまして名称は、商店街振興組合または商店街振興組合連合会という名称になっておりますが、団体法によりましてできますもの、あるいはできておりますものは、何々商店街商業組合、あるいは何々商店街商工組合、これは商工組合という名称だけが専用になっておるわけであ

ります。この点は、私どもは実は立法の過程におきまして、商店街法をどう扱うかという最初の原案におきまして、私どもは実は団体法の中に商店街組合という名称の専用規定を入れておつたわけでございますが、商店街の問題は別途扱うという考慮から、名称専用規定は削除いたしました。商工組合としての名称専用だけが使えるわけでございます。そういう意味で、私どもは一応重複はないと考えております。

○田中(武)委員 これは立法の提案者がいないのでちよつと困るんですが、そうすると、商店街振興組合と商店街商業組合というものが二つとも法律で認められたものとして存在する。しかも双方における名称の専用は禁じられていくというこの両法案の関連性をどう解決しますか。そうでなくて、このままならば、その商店街が希望によつて商店街振興組合にならうとも、あるいは商店街商業組合にして本法の適用を受けようとも勝手だ、こういう解釈ですか。

○大堀政府委員 団体法によりまして場合は、中小企業者の利用になるものでありまして、今回議員提案になっておりますものは、商業者以外のものも相当入れる対象になっておりました。団体法の関係は、中小企業者の団体ということ、範囲がそれよりも狭いということ、調整事業の点その他も違つてくると思つておるんですが、この団体法によりまして場合は、名称としては商工組合というふうになるわけでございます。今度の振興法による場合は商店街振興組合、上に商店街という文字が両方とも入つておると思つておるんですが、名

称としては明らかに違つておりますので、混同することはないように、私どもももちろんそういう意味で監督して参るわけでありまして。

○田中(武)委員 今まで通りの団体法であるならば、不況要件等もありませんから、区別がつくんです。ところが今度のものにおいては設立は常時できるといふふうな態勢に変えらるんでしょ。今あなたも中小企業だけが云々と言われておりますが、今度決議いたしました商店街振興組合法にも「商業」を「小売商業」を改めているんです。そうなりますと、同じ中小企業者になるんです。範囲で言うならば、むしろ商店街振興組合の方が狭いのではないかと。いかがでしょうか。これは同じ政府と自民党が出してきたものであつて、その間に調整がとれておるものだと思います。議員提案でなされたものに対して中小企業庁長官であるあなたを責めるわけではないが、こういうことは明らかなんです。従つて、これはむしろ政務次官に御答弁願いたいと思つたのですが、このまま置いておくという

ことは、どうあつてもおかしい。この法を改正するならばともかく、片方は不況のときに作るんだから、一地区が商店街を結成しておる、それが不況の状態になつたということ、この法でやるといふことは特別意味があると思つておる。ところが一方改正して不況要件を取つてしまふ、こういうことにならうと、常時できるということになれば、同じような名前のもので二つ存在する。しかも両方とも法律で認められたものである、こういう格好になるわけ

です。しかも両方で名前を勝手につけ

ていくと言ひ合つておる。その点の調整をはかるべきである。この商店街振興組合法案が、成立するかどうかは一応わからぬとして、成立すればこの法律との関係を再改正といひますか、どちらかに変えなければいけない。そういう点についてはどういふように政府として与党との間の調整をするのか、こういう点をお伺ひいたします。

○森清政府委員 確かに田中さんのおっしゃること、もつともでございます。私どもの解釈をいたしましたように、大堀長官からお答えしましたように考えておつたわけでありまして。しかし、まだ多少の疑義もございまして、非常に競合してわすらわしい点もございまして、立案者である党とも十分相談の上で最終的な決定をいたしたいと思つておりましたが、われわれは今、大堀長官のお答えしたような考え方を持つておるわけでございます。

○田中(武)委員 これは結局議員提案と内閣提出との間に若干の食い違ひといひますか、事前の十分な連絡協議がなされなかつた結果、盲点が出てきたということですか。従ひまして、これはここで言つても一方の運命がわからぬのだから言えないが、はっきりと振興組合法が成立した場合には、これはいづれかを直して、少なくとも振興組合法がそのものずばりの、いわゆるこれに対しては特別法というふうな格好になるから、こちらの方でいくなら、こちらを削除していく、こういうことが望ましいと思つておるんですが、検討を進める用意ありやいなや。

○大堀政府委員 今後検討したいと思つておる。それではそういうこと

とで次へ参ります。

大堀長官、ちよつと中小企業等協同組合法を見ていただきたいのですが、条文を読み上げますから、条文をばつと頭に浮かべて下さい。三十五条、三十六条の二、八十二条の六、それから団体法の四十七条二項で協同組合法の三十五条ないし五十五条を準用して。それから団体法百一条で商工組合中央会のこと書いてある。この条文を照らし合わせて何かお気づきになりませんか。立法に大きな誤りがあるということをお気づきにならぬですか、今申し上げた条文をずっと見てみて……。

○大堀政府委員 はなはだ恐縮でございますが、不勉強でもちよつと先生御指摘の点、どういふ点か今すぐにはちよつとわかりかねますので、お教えいただきたいと思ひます。

○田中(武)委員 三十五条には単協、すなわち単位協同組合の理事のことが書いてあるわけですが、それから三十六条の二で理事会の規定があるわけなんです。それから中央会の方のやつを見ましたら、八十二条の六、ここに中央会の理事のことが書いてある。従つて三十五条と八十二条の六とが同じ規定なんです。ところが中央会には三十六条の二、すなわち理事会に関する規定がないわけでありまして、団体組織法の条文を読み上げましたのは、団体組織法もこれと同じことをうたつておられるわけなんです。そういう点をお伺いしておるわけでありまして、——どうやら私の指摘するところが条文ではわからぬようですから、私申し上げます。中小企業庁長官は、よろしいか、中小企業庁の関連法案くらい頭の中へ入れてお

きなさい、何条と言われたらばつとあの条文だと。そういうことじゃ中小企業庁長官は勤まらぬよ。僕の方がよく知っている。(かかつてやれよ)と呼ぶ者あり)かかつてやるけれども、ばからしいからやめなす。ともかく今指摘したのは単協、単位協同組合の理事は理事会を構成し、執行機関となるということなんです、単位協同組合と連合会は。——ところが、中小企業の中

央会は理事という役員はあるが、これは一体何をやるのかということが抜けておる。理事会をできないということになつておる。従ひまして、単位協同組合及び連合会の理事は執行機関の構成員である。ところが中央会のやつはそういうことがないわけですね。従つて、理事が一体何をしておるのかといへば、何もすることがないわけだ。実際の運用を見ると、理事長の諮問にこたえるくらいの程度しかやつていない。すなわち中央会には執行機関としての規定が抜けておるわけですね。団体組織法もその欠点をそのまま取り入れておるわけですね。従つて、単位協同組合及び連合会は執行機関たり得るが、中央会にはこれは連合会がならぬ、こういうことになるわけですね。わかりませんか。

「委員長退席、白濱委員長代理着席」

○大堀政府委員 先生の御指摘の点のお答えになりますかどうかわかりませんが、団体法の方には三十五条までの規定が準用されておりますが、確かに、中央会につきましても、御指摘のように、理事会についての規定が準用されておらないという事は事実でございますので、その点については多少一

般に見る理事会というものからいうとおかしいという御意見、ごもつとかと存じます。

○田中(武)委員 いや、そこで中央会の理事に執行機関たる任務を与えるのか与えないのかという点なんです。今の法律でなら単位協同組合並びに連合会の理事は執行機関として法律にうたつてある同じ理事という名前でありながら、一方は執行機関たり得ないわけなんです。一体何をやる理事かといへば、法律上何の裏づけもない。定款で定めるとかなんとかかつておるが、できないわけですね。従つて中央会の理事、それに執行機関としての理事会を認めなかつた理由、それはどういふ点にあるのですか。

○大堀政府委員 理事の職務につきましても、協同組合法の八十二条の七にして、「理事は、定款の定めるところにより、会長を補佐して中央会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行ふ。」これが一つの職務上の規定になっております。一般の理事会に關する規定がございせんせんことは、多少その点に疑義が生ずる点はこのもともかと思つております。

○田中(武)委員 この条文は、先ほど私内容を言つたと思つておる。定款に定めるところとなつておる。会長を補佐するとか、会長が欠員のときに代理するとか、こういうことであつて、執行機関たり得るといふにはないわけですね。従つて、単協及び連合会の理事は執行機関であるのに、中央会には執行機関を置かないといふ事か、これは定款で定めるところかどうかわかりませんが、法律上そういうことにな

いのはどういふ理由なのか。これは法の欠陥なのか、それとも特にそういうことをする必要上からこういう法律を定められたのか、聞いておるわけですね。

○大堀政府委員 中央会は、多少一般のものとして、組合の事業の方は全体的指導をやるという立場でございまして、政府の補助も受けておるわけですが、そういう特殊な立場を考へて、こういう機構にいたしましたのではないかと思ひますが、実は、はなはだ申しわけございませんが、私立法当時の経緯もただいま不勉強で承知いたしておりませんので、今後よく検討させていただきます。

○田中(武)委員 立法のときに何らかの特別の理由があつてこうしたのか、あるいは立法者の手落ちでこうなつたのか、それは私にはわかりません。そこでこうなつたという経緯が一体どこにあるのかということ、今後中央会の理事も執行機関構成員とするということにして、執行機関を認めるのがいゝのか悪いのか、悪いのならば、どういふ理由に基づくのか。今でなければ文書をもつて六日までに答弁を願ひたいと思ひます。それができなければ、解決しなければ、残念ながらこの法案の採決はできないものと考えていただきたい。——いいですか、委員長。

○白濱委員長代理 大堀君、どうですか。

○大堀政府委員 ただいまのところ至急検討いたしましたして、御要望の時期までにできるだけ早く申し上げるようになつたと思ひます。

○田中(武)委員 じゃ、そういうこと……。その結論は、同時に準用して

おるのですから、本法案に關連がある。従つて、その結論によつては本法案の修正ということも考へられるわけですね。団体組織法で協同組合の方をそのまま準用しておるのではありませんか。この団体の中央会といひますか、これの考へ方を変えなくちやならぬ。それにはまず協同組合法を直して、それを準用するという格好に持つていかねばならない。あるいは一応団体法だけは次期国会で直すということにするか、そういうことになつておるのですか。

○大堀政府委員 協同組合法の規定の關係が、先生御指摘の点じゃないかと思ひますが、この点はさらに將來協同組合法を検討します際に、われわれは十分検討の対象にいたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 商工組合中央会はどうですか。

○大堀政府委員 中央会は協同組合法の中に規定がございせんせん。

○田中(武)委員 連合会は……。

○大堀政府委員 連合会につきましても、三十五条を適用しておるわけですね。

○田中(武)委員 団体法の単位組合と連合会は三十五条以下をそのまま適用しては、

それでは、そういうふうになつた協同組合法の答弁を至急に文書でいただきたい、このように思ひます。

日調査を開始いたしました石油販売協同組合については、あるいはこの不当な対価の引き上げが行なわれているのではないかと容疑の点で調査をいたしております。

○田中(武)委員 従って協同組合法九条の二、一号の販売に価格を含むというならば、二十四条前段に来ると思っております。含まないということになれば、大体独禁法二十四条のただし書き以降はやはり価格協定の問題が多く予想せられておると思ふ。少なくとも協同組合でも、取引分野において不公正な取引をするということであれば、独禁法除外から免れないのです。従って、あなたの方は、ただし書きの点において東京石油販売協同組合の行為は独禁法二十四条の適用を受けない、いわゆるただし書きの方に入れるのだという観点で調査に入られたと思うのです。大堀長官の答弁では、これが含んでおるといふことならちよつと相互の間に食い違いが出てくるわけですか。

○大堀政府委員 私どもの扱ひとしましては、九条の二において販売の価格の協定もできるというふうに解釈しておりますが、これは二つの問題がございます。一つは先ほどちよつと申し上げましたが、事業協同組合が従業者数三百人以下、サービスマンについては三十人以下の限度、これをこえました場合は七条の二項で、公正取引委員会は独禁法二十四条の排除の適用を受けるかどうかという認定ができることになっておりますが、要するに大きなものが入っております。大きなものが入っております。この価格協定をしておいても、二十四条の当然の免除を受けられないで、独禁法の規定に返ってくる

という点が一つあるわけでありませう。それからもう一つは、私どもはそういう協同組合の性格から見ると、価格協定も共販を認めているのだからいいだろうという取り扱ひをしておりますが、かりに一定地域全体をカバーするような、同業者全部が入って価格協定をしておるといふような場合は、協同組合法の乱用といいますが、行き過ぎになるのではないかと。従ってこの場合は、やはり二十四条のただし書きの一定の取引分野における競争を實質的に制限するといふ規定にひつかかつて、違法性が出てくるというふうな解釈して、その二つの面で取り締まりがされるのではないかとこのように考えられて、そういう意味の指導をして参つておるわけでございます。

○板川委員 関連でちよつとその点についてお聞きしたいのですが、四月十三日の油業新聞というのにこう書いてあるのです。公取の臨検が行なわれて、価格協定に関する資料などが押収された。しかし、東京石油販売協同組合、ここでは定例理事会で益田理事長が、価格は正運動は従来の方針通り進める、各組合員においては一そう推進してほしい、こういうふうな理由で言明しておるといふことを報道しています。そうしてその理由は、価格協定は不当なものではない。中小企業等協同組合法に認められた範囲で中小企業者が販売価格の協定を行なっているの、法律上問題はないという解釈をとつておる。今回の価格協定は正運動は法的には合法なんであるから、何ら価格は正運動の方針を変える必要はない、こういうふうな言つておられるのです。そこで結局、従来協同組合が出

発当初以来、中小企業者が九条の二の一号で、ある地域の小規模の範囲の共同施設を通じて価格の協定が行ない得るようなものは、価格協定もいじらうというふうな方針を、二十八年に出された模範定款例の中で十年間指導してきておつたのです。その小規模の範囲ならいいというふうなことがだんだん拡大をされてきておるのを見えるのです。具体的に、この東京地方を一体とした東京石油販売協同組合が、この九条の二の一号の適用を受けるかどうか。中小企業者長官としてその間の法的な見解。問題は法的な見解が違つているから、そういう行為をしておると思ふのです。また模範定款例の中で考えておる価格協定の範囲というのは一体どういう程度のことを具体的に考えておつたのか。そういう場合ならいいと思つておつた、しかし、この東京協同のような場合には、中小企業者の長官としてはどういふふうな見解をお持ちなのか。またそれに対してどういふふうな指導をされてきたか。また今後いくつもありか。その点について一つお伺いしたい。

○大堀政府委員 ただいまお尋ねの点でございますが、私どもの解釈は、やはり事業協同組合というものは、広範な地域をカバーしたいいわゆる商工組合なり、現在改正しようとしております商工組合のような、同業界全般をカバーするような性格のものでなく、むしろあるグループの方が共同事業をやるための組織ということが主体になつて考えられておつたのが、制度の関係でこれがかなり広範に利用されておるといふのが現状ではないかと思つておるわけ

あります。販売に関する共同施設の点では、私どもは事業としては一応価格もやれるという解釈については、ただいまの例について言いますと、たとえば少数の同業者がプール計算の共同販売をする、これはもちろん問題がないわけでありませう。あるいは計算は別個にしよう、しかし販売価格は協定しよう、物も同じようなものにして、共同購入で同じ価格で売ろうという、一種のチェンストアのような場合、これはむしろゆるい統制になるわけですが、これは小規模なら大した影響がないからいいだろうと思つておる。たゞいまの石油の問題は、この間公取委員長とも話し合つたのでありますが、これはどうもわれわれの解釈では疑義がある。全体の地域、全業者を網羅したような形で価格協定をするということはこの協同組合の解釈でいくことは、一定の取引分野における競争を實質的に制限するといふ方の規定と、それから協同組合法の乱用と言つては多少差し支わりがありますが、少し解釈が拡大解釈し過ぎるというふうな意味で問題があるのではないかと、かように考えております。

○板川委員 石油の一せい値上げについては、東京都の方では大体了承して指導したんじゃないですか。それでなければこの東京協同の人々がこういうふうな、法律的に認められておるのだから心配ないのだと言つて、公取が入つてからもおかつ合法性を主張はしないと思つたのです。疑義があるならば、それは向こうでもそういう主張はしないと思つた。だからあの三月一日より三円一せい値上げ、しかも堂々と組合が

申し合わせによつて価格値上げをするのだと言つたことは、東京都なり中小企業者の指導下にある部署で大体了承して、いいと言つたんじゃないですか。それでなければ、私は常識的にはああいふ値上げということについては公然とやらないだろうと思つておるのですが、どうですか。

○大堀政府委員 現在のところ、私も全部の協同組合の事業について直接監督をいたしておりませぬので、あるいはその解釈が府県当局の扱い上多少差があり、拡大しておるような場合があるかと思つておるけれども、私どもは三十五年のときこの三月に、二度にわたつて、協同組合の価格協定については取り締まりを強化するといふ方針を、公正取引委員会と連名で通達を出しておりました。私どもやはり今回お願いしております団体法改正ができます場合に、この機会に、協同組合でやっております価格協定につきましては厳格な態度で、行き過ぎのないように具体的な指導をするようにいたしたいと思つております。

○田中(武)委員 今、東京石油販売協同組合のことが具体的問題になつておりますが、やはり中小企業等協同組合法九条の二の一号の販売に価格を含むかどうかというのに対してあいまいな態度がある。そこに問題があると思つておる。しかも政府機関内において解釈が違つた。さらに協同組合法第九十五条の一号に「この法律の規定に基づいて組合又は中央会が行つたことができる事業以外の事業を行つた場合には罰則があるのです。従つて、九条の二の一号の販売とは何ぞや」ということを明確にしないと、百十五条の適用の問題が

現われてくる。さらに独禁法二十四条
ただし書きとの関係が出てくる。従
まして、これは政務次官と言うより仕
方がないと思いますが、政府部内にお
いて統一した見解を一つわれわれに文
章ではっきり示してもらいたいと思
うわけです。今じゃなくてけつこうで
す。

○森(清)政府委員 わかりました。

○田中(武)委員 本法に戻りました、
十七条、ここに商工組合の事業が列記
してあって、先ほどもちよつと触れた
ように、共同事業がやれる、こういう
ことの改正なんです、そうすると、
具体的に協同組合の共同事業とはど
ういう点が違うのですか。

○大塚政府委員 協同組合の共同事業
とそれから商工組合の場合の共同事業
と書き方は同じでございます。ただ商
工組合の場合は、現行法でも十七条の
一項に特掲しておるものがございます
で、そのほか、とこうなっております
から、それだけ違っておりますが、私
どもは実体的には、商工組合の場合の
共同事業というものは、むしろせつか
く商工組合ができておる場合に、そ
の組合がたまたま協同組合の共同事業
のようなものをやりたいという場合
に、できないでは、また別な組合を作
らなければならぬというのでは不便だ
というので、付随的に認めているもの
と考えております。

○田中(武)委員 そこで最初のこと
に戻るのだが、結局中小企業関係の組織
を一本にして整備する必要があると思
います。これ以上言っても答弁でき
ないと思っておりますので、この程度で次へ
行きます。
次は二十九条、ここに組合交渉の応

諾義務がありますね。これは組合交渉
を申し入れた場合に承諾しなければなら
ないというだけで、しりがふいてな
らぬです。たとえば労組法であるなら
ば、団体交渉の申し入れを受けたなら
ば、理由なくしてこれを拒否したら不
当労働行為となるわけですから、この
場合は承諾せねばならぬというだけ
で、それを断わったときに一体どう
なるのかということなんです。しかも
交渉に入らなかつたとして、交渉が成
立しない。いわゆる紛争が生じたとき
どのようにして解決していかうと考
えておるのか。

○大塚政府委員 この点につきまして
は、確かに最終的に縛る規定はないか
と思いますが、少なくともやはり交渉
に際しては、交渉に応じました場合に
は、当然そういつた問題の場合は政府
あるいは行政官庁が中に入って事実上
の調停とか、話し合いの中をと
り、勧告という規定はございますけれ
ども、行政上の運用でそこはやれとい
う趣旨ではないかと思っております。

○田中(武)委員 憲法では、国民はす
べて法の上で平等であると規定せられ
ておるので、俗に、農民、中小企
業、労働者といわれる。労働組合の団
体交渉に対しては、これを拒否すれば
不当労働行為となりまして、この交渉
が難航し、紛争が起るならば、中
央、地方の労働委員会が申す限り、
あっせん、調停あるいは仲裁まで
やれる。同じ国民の層でありながら、
平等な法のもの保護を受くべき中小
企業の紛争が、法のもとに解決の規定
がない。あなたが言うように、行政指
導ということだけでは納得できませ
ん。この承諾義務に関連して、このし

りをどうふくのか、応じなかったとき
にはどういうようにするか、あるい
は紛争解決のときにはやはり中小企業
紛争解決のための機関を使用する現
在が国会に提出してあります基本
法並びに組織法ではこの点に明確に
たえておるのですが、あなたの方として
はそういうような問題についてただ
板だけ承諾義務と書いても、これは何
にもならない。どのように考えてお
るか。

○大塚政府委員 ただいまの点につ
きましては、私もかなり基本的な問
題の一つに考えておりますが、この処
理をどうするか。労働組合の場合で
ございますと、これは人権に関する直接
の問題でございますから、現在相当制
度が充実しておりますが、事業者団体
あるいは事業者同士の話し合いの問題
になりますので、これは今後私も
しましては、基本法についての検討を
いたします。方法論あるいは実際
的な解決の方法についてどうい
う方法をとるか、法制的にどうい
う方法をとるかといった点につ
いては検討したいと思
っております。

○田中(武)委員 ここまで検討しな
ければ、せつかく組合交渉権を認め、こ
れに対する承諾義務を法で定めても
それから先がそれじゃ何にもなら
ない。これが何にも裏づけがないとい
うことだ。これは本日直らにはい
いまでも、速急に検討し、解決して
らわねばならないと思つてお
ります。大臣にかつて政務次官のお
答えを願
います。

でわれわれとしても早急に検討はし
てみたいと思つておる。時間がないから次へ
移ります。
途中は飛ばして、九十三条の二を見
ていただきたい。ここで、業務の停止
命令が出せることになっております。
いわゆるアウトサイダー規制命令に違
反した者に対して、そこで一年間の期
間内で事業の全部または一部の停止を
命ずることができるといふことはど
ういうことですか。

○大塚政府委員 従来アウトサイダー
規制命令を出した場合は、これは具
体的なケースとしましては、主として
生産数量規制をいたしましては、数量割
当を超過して、そのために市場を混乱
させ、多数の組合員に、同業者に迷惑
をかけているというケースの場合、あ
るいは設備制限の規則があります場合
に、これに違反して設備を作つて稼働
させる、こういった場合に、これを使
用停止をするということが考えられる
わけでございます。割当数量を超過
した場合は、割当数量の削減と設備使用
制限といふことか、この二つが、私
どもとしましては罰則の内容と考えてお
る次第であります。

○田中(武)委員 この法律でいう業務
の停止命令の効果があるのは、その事
業が許可、認可あるいは承認及び機械
工業設備臨時措置法のごとく封緘手続
をとる、こういうときには実効があ
る。しかし、それ以外には業務の停
止命令というのは何があるか。

○大塚政府委員 私どもは大部分がそ
ういうことではないかと考えておるわ
けでございます。現在のところは、

一般的な違反に対して罰則がかかるこ
とになっておるわけでございます。た
ども、なかなか現実の問題として、た
とえば実効が期待できません。その
から、悪質な人が出まして、そして
しかも一度だけなく繰り返すとい
ふことをやっておるといふふうな場
合に、その個別の人に対して、これは通
産大臣なり主務大臣が省令を出して
規則を出して制限していかうござ
いますから、それに違反した人で、し
かも悪質な人に対して、むろんこれ
もまたできるだけ勧告等の措置をと
つて、なおいかぬ場合になると思
いますが、この人に対する違反の事実
と同時に、こういうふうにするべし
という内容の処分をいたしまして、それ
に従わないときは、これはなかなか法
律の問題としてはむずかしい問題があ
らうと思つておる。重い罰金があ
ります。この場合は具体的に人を指名
しておるから、政府の処置という
ものが具体的にされたいから、そう
取り締まりが容易ではないか。そうし
ますと、業界全体のたぐひの実効を
得るのではないかと考えてお
るわけでございます。

○田中(武)委員 長官が今御説明した
ような解釈にこの条文は読めますか。
○大塚政府委員 法律の書き方とい
うことは、こういうふうにしてござ
います。これは主務大臣がやること
になります。その内容としましては、
私がたたいま申し上げましたよう
な運用で参るべきものと思つてお
るわけでございます。

○田中(武)委員 なるほど五十六
条ないし五十八条の一つのきめ方を
しておるのです。そうしてあとが何
もないの

です。従って、たとえば小売商でも、先ほど来論議した商店街の問題と関連して、この法律の組合員たり得るわけなんです。それがその申し合わせに違反して大臣が命令を出した。これに對して業務の停止あるいは一部の停止、こういうようなことができませんか。

○大堀政府委員 業者同士の自主調整の段階では罰則が参らぬわけでございますけれども、小売商のような場合は、実はアウトサイダー規制命令をどうやって出すかという問題について、われわれもいろいろ研究しておりますが、一般の場合にはなかなかそういうケースは少ないんじゃないか。特殊などういふケースがありますか予測はされませんが、アウトサイダー規制命令まで出して、主務大臣が取り締まりをしなければならぬというケースがそれほどあり得るだろうか、そういうふうに考えておられます。主として現在やっております生産及び販売、輸出、そういう関係が中心の現在やっておりますような調整行為、数量割当とか設備制限、こういったところがやはり今後中心になっていくのではないかと、こういうふうにお考えしております。

○田中(武)委員 たとえば、いわゆるこの法律による商店街商業組合ができた。小売屋はこれに入っていないところがある。開店あるいは閉店の時間を申し合わせる、あるいは休日や申し合わせる。ところが入っていないのが言うことを聞かない。そこでアウトサイダー規制命令が出る。それでもなおうちは勝手にやるのだといった場合に、これに作用がくるんじゃないですか。きたところが、この小売屋さんが、い

わゆる許可、認定事項でない限り何の役にも立たない。かりにもし全般的にこれがあるとすれば、憲法二十二条をべん読んでみて下さい。どういふことになりませんか。

○大堀政府委員 アウトサイダー規制命令を出すこと自体が主務大臣の権限でありまして、業界が幾ら要望しましても、適正でない場合は、主務大臣としてはアウトサイダー規制命令を出すべきでないというふうには私どもは考えております。従いまして、ただいま小売業あるいはサービス業等の場合において実態が非常に複雑でございますから、私どもはまだそういうケースに当面いたしてございませぬけれども、アウトサイダー規制命令を出すという事は、よほど実態についての確かな判断なり実情に合った解決ができるというこの見通しを持たない場合については、アウトサイダー規制命令も慎重に考えていくべきだと考えておるわけでございまして、そういう意味で私どもは罰則の規定について当面こういう面について発動するということをおまわり予想してないわけでございまして。

○田中(武)委員 おかしいですよ。発動することも予想しないやつを法律で特に入れるということもおかしいし、あなたの論法をもってすれば、通産大臣の出すアウトサイダー規制命令は憲法二十二条であるという公共の福祉に合致したものであるという前提が一つある。そうでなくちゃいかぬ。その保証というものはないわけなんです。さらにこの業種についてどう一般的なばくとした掲げ方になると、今のような疑問が起る。従って、業種を政令か何かで指定する、こういうようにし

なければ、このばく然たる規定では、私の言っていることが正しいと思うのです。どう思いますか。通産大臣は当然だということもありませんが、憲法二十二条の公共の福祉に合致したところの常に命令を出すものという保証がどこにありませんか。それがないとすれば九十三條の二はまさに憲法二十二条違反である、こういうことになりまして、そこをもっとしぼって、なお整理しないとだめだと思えます。そこで、さらにあなたのような規定をなごころころへ入れるのですか。

○大堀政府委員 ないと言いました。はなはだ言葉足らずでございます。したが、むろん可能性と申しますか、そういう場合も出てくることも考えられるわけでございまして、販売のような場合は、小売のような場合は、やってもあるは一日か二日営業停止というようなことがあるかもしれませぬ。これはたとえでございまして、そういう意味で非常に広範な対象でございまして、規定としましてはやはり一般的に書いてございまして、私もその実施の責任の衝にあたる者としてしましては、十分慎重な心がまえでやっております。十分慎重な心がまえでやっております。十分慎重な心がまえでやっております。

もならないということなんです。もしそれをもやるのだということなら、憲法二十二条との関係が出てくるという事です。従って、これは大臣のアウトサイダー規制命令は公共の福祉に適合してということでも入れるかどうかは別として、まず大臣の出すアウトサイダー規制命令は、公共の福祉にのつたものでなければならぬといふことが一つ示されなければいけません。さらにもう一つは、こういうばくとした業界全体、全部に網をかざるという事は、これも憲法二十二条との関係が出てくる。従って、これは政令で指定するとかあるのはなんとかという事にはしなければ、この条文自体が意味をなさないので。同時にまたそれがそうだとすれば、憲法二十二条との関係が出てくる。従って、これはこういう条文はそのまま認めることはできません。どうですか。

○大堀政府委員 繰り返して申し上げるようで恐縮でございますが、私も今日までいろいろ調整をやっております。その結果から見ると、現行の規定だけで、どうも実効が期しがた。その結果は結局まあ一部の非常に悪質な業者が迷惑を受けている。これを取り締まるというのが本来のねらいでございますので、ごく悪質なもののについては、やはりこれは何らかの方法でどういった措置を講じなければならぬかと考えておるわけでございまして。私ももとしましては、適用は主務大臣で、これは委任をさせていただきます。これは通産大臣なり主務大臣がみずからの命令でやるわけでございまして、一件々々きわめて慎重な措置を

要する行政処分でございます。○松平委員 関連して—森政務次官、ちよっと聞いて下さい。今お聞きのような質疑応答があったわけですね。つまりアウトサイダー規制命令で、命令違反に対して、その罰金を納めない、それに対して一部または全部の事業を停止するという事を通産大臣が命令する、こういうことなんです。これは今質疑応答の中でわかるように、一般的にやろうとすれば、憲法の違反なんです。またそんな憲法違反のことをいって、だれも聞きませんよ。もしやったらすれば、憲法違反だから重大なことになる。そういう業種や何かを規定しなければならぬという事になるけれども、この法文ではばく然と一般にできるようなことになっている。僕は首藤新八君に、こんなつまらぬ法案をなぜ推進するんだ、実際言いますと、今の中小企業庁長官は実に困っているのですよ。通産当局は困っている。なぜ困っているか。首藤君その他がこういうふうなやれやれと言って、自民党がハッパをかけたから、こういう法文になったわけですよ。そこで私は首藤君に、君、つまらぬことをやるなど言って、この修正案を出して、前に撤回交渉している。ところが首藤君はこういうことを言うのです。これはおどしだ、法律でばつとおどしをかけておけば、アウトサイダーの連中がみな自粛してやらぬことになるから、これはおどしで載せておきたい、こういう議論なんです。ところが、私は法律を作るのには、そういうものじゃないと思う。国の法律というものは、国民をおどして、適用しないようなものをちゃんと出してやると

○田中(武)委員 慎重にやりますよとか、そんなことはめったにないとか、こう言うておられるけれども、その保証は一つもないのですよ。こういう書き方なら、先ほど来言っているように、許可、認可、承認あるいは封鎖、このようなことを必要とする業種以外には何

いうことは、これはほんとうに昔の代名か何かがあった封建時代のやり方です。そこで、これはぜひあなたの中心になって、そして首藤君、その他のそういうことを考えておる人に、あなたはいかにぬといふことを言つて、通産大臣なり政務次官といふものはその中で調整をとらなくちゃならぬ立場にあるわけです。中小企業庁といふものは実に困っている。そのいささつを私は今暴露したんだから、私どもは修正を出しますが、そうしたら、そういうような推進論者にはあなたが中に立つて説得しなければならぬと思つて、どうですか。

○森(清)政府委員 私もこの問題につきましてはかねがね承知をしておりましたが、ごく特殊な例の場合に当てはまる問題でございまして、松平先生の御指摘のようなことも十分考えなければならぬと思つて、法制局等とも連絡をとりまして、一応の了承を得ましたので、これを皆さんの御審議にゆだねているわけでありまして、さらに私どももいたしましては、特に松平先生から名ざしで私への調停方の遺憾がございましたので、もう一べん最終的な相談をしてみるつもりでございまして。

○松平委員 あなたもおそらく立法ができたいきさつは知つておられると思う。そこでごく特殊のケースであるというならば、特殊のケースらしく、法文の法体系を改めていく、こういうことにならなければならぬと思つておられる。おどしでやるんだというふうな考え方でやられるのでは、これは中小企業者はまことに迷惑する。そういうことから、これはあなたの党内の問題なんだか

ら、一つあなた方は責任を持つて、われわれが修正しようというところについて納得の上で取りまよめを願いたい。これは要望しておきます。

○森(清)政府委員 十分検討いたしました。○田中(武)委員 先ほど来私も申し上げ、あるいは松平委員からこの条文ができるまでの経過等について申し上げたわけなんです。あなたの方の答弁に關する限り、この九十三条の二はおかしいのです。これをこのまま条文で読むならば、今言った憲法の問題が出てくる、まさにその通りだと思つて、これは役に立たぬような問題です。もしやるならば、もつとしばつて、前提をしぼる、そしてここをもつとしばつて指定する業種にするか何かしないかと、これは何にもなりません。ばくつと全部やるというなら、これは憲法違反です。まさにおかしな話です。そういうことで、これは一応私の方から申し上げておく程度にしておきます。

さらに今社会労働委員会の方でも問題になっておりますが、サービシ業、特に環境衛生同業組合の關係の面、これがやはりアウトサイダー違反の場合には三カ月間の業務停止、環境法の適用を受けているところは、その後ふえたりかもしませんが、たしか七つ、これがほとんど許可、認可にかかると、あるいはまた届出制のもので、それでも三カ月です。これはもうでなく、一般的なばくつとしたその全部に網をかぶせるものなのに、一年というのはどういうわけですか。

○大堀政府委員 これは実は御質問の点に多少はずれられるかもしませんが、環境衛生法の衛生基準をきめるという

建前から出ておまして、われわれの中小企業団体法とだいたい性格の違つたものを今度同じような性格のものに直す案のように承つておられます。私どももそのことについてだいたい検討しなればならぬ問題が多いように思つてございまして、私どもも一年としましたというの、これは常時一年というつもりはないのであります。通常の場合には短期間の発動になるかもしませんが、たとえば割当数量などについては、倍くらい割当を超過してやつたというふうなケースの場合に、それでは次の一期で、三カ月でその倍額全部削減するということになる、まるまる商売ができないことになるというケースも考えられますので、そういう場合は、四分の一ずつやるとか、そういう場合は、四分の一ずつやるとか、そういう場合は、一年といたつた規定の例文といつたものが、一般のルールになつておられますので、そういうことで一年というところで法制局も認めたものと考へておられるわけにございまして、決して全部に対して一年というふうな考へ方はしておりません。

○田中(武)委員 先ほど来の論議を、白濱委員長代理及び委員長もお聞きになつたと思つて、この条項に対する答弁はまことにあいまいである。やる気持はそうないが、入れておいたか、一年というふうなことは考へていないが、まあ一年にしておいたか、これは法律改正の答弁になりません。従いまして、この点につきましては、さらに法律的に、ことに憲法との關係等を考慮の上で出直す必要があると思つておられます。このことも委員長に申し上げ

て、これ以上あなたに聞いても、そういうつもりはないけれども、一応こうしておきましたとかがいふようなことでは答弁になりませんので、従つて、これはおあすけにいたしましたま次に移ります。

次に九十六条、「事業協同組合への組織変更」という点があります。これは従来までの団体法であるならば意義があつた、と申しますのは、不況条件のもとにできた商工組合が、その不況条件を克服した、苦境状態を脱した、従つて、今度は協同組合としてやつていこうというところに意味がある。今度は、この法律自体の性格を百八十度転換させる、そうして、あなたが先ほどの答弁でも言われているように、協同組合がやることがもこの組合はできなわけなんです。そうするならば、九十六条の事業協同組合への組織変更といふことは一体何を意味するのか。従来、組合の団体法ではそういう意味があつた。ところがこれが改正になつたときに、九十六条は一体どういふことにするの。

○大堀政府委員 実体的には、確かに協同組合から商工組合に組織変更が行なわれる場合が多いと思つて、しかしながら、制度をいたしましては、やはり商工組合でやつて参る。しかし、まあ組合員が脱退して、残つたものだけで協同組合でいこうという場合も予想されるわけにございまして、制度としてはやはりいこうといった制度を残しておく必要があるんじゃないかと思つておられます。

○田中(武)委員 これも答弁になりません。今までの法体系のもとなら意義があつた。しかし、今のうちに、いつ

でもできる、さらに協同組合のすることまでできるということになつたときに、九十六条は一体何を意味するかといへば、あなたは今脱退者等が出た場合に残つたものだけで云々といふ言ひですが、その脱退者が出たために二分の一を割つた場合ですね。いわゆる設立の要件を割つた場合は改組でなく解散ですよ。それからあらためて協同組合法による条件を備えて出直すといふことになる。そのまゝの組織の変更ではなくなる。私はこの点の答弁がいただきかねるのですが、いかがですか。

○大堀政府委員 確かに不況カルテルの場合の商工組合の場合よりも、この組織がえの規定の必要性は少ないといふ事実は、私もさうなことでないかと思つて、私どももさうなことでないかと思つて、さういふ二本立ての組合がございまして、さういふ規定がありまして、従来通りやはりやれる道を開いておくことも、現状におきましては必要ではないか、かように考へておられます。

○田中(武)委員 現状においては必要ではないかといふことが、今度の改正によつて必要でなくなるのですよ。といふことは、先ほど来私は数カ所におつた協同組合との關係あるいは独禁法との關係を質問して参りました。それに対してどんぴしやりの答弁はいずれもなされておられません。といふことは、改正すべき点をあげてきて、それに関連して整理すべき点を上げておつた、こういうことなんです。まさに今国会での一番まずい改正法案になつておられます。従いまして、時間の關係上きよはこの程度にしておきますが、これは一々やつておると全部が

○田中(武)委員 現状においては必要ではないかといふことが、今度の改正によつて必要でなくなるのですよ。といふことは、先ほど来私は数カ所におつた協同組合との關係あるいは独禁法との關係を質問して参りました。それに対してどんぴしやりの答弁はいずれもなされておられません。といふことは、改正すべき点をあげてきて、それに関連して整理すべき点を上げておつた、こういうことなんです。まさに今国会での一番まずい改正法案になつておられます。従いまして、時間の關係上きよはこの程度にしておきますが、これは一々やつておると全部が

○田中(武)委員 現状においては必要ではないかといふことが、今度の改正によつて必要でなくなるのですよ。といふことは、先ほど来私は数カ所におつた協同組合との關係あるいは独禁法との關係を質問して参りました。それに対してどんぴしやりの答弁はいずれもなされておられません。といふことは、改正すべき点をあげてきて、それに関連して整理すべき点を上げておつた、こういうことなんです。まさに今国会での一番まずい改正法案になつておられます。従いまして、時間の關係上きよはこの程度にしておきますが、これは一々やつておると全部が

○田中(武)委員 現状においては必要ではないかといふことが、今度の改正によつて必要でなくなるのですよ。といふことは、先ほど来私は数カ所におつた協同組合との關係あるいは独禁法との關係を質問して参りました。それに対してどんぴしやりの答弁はいずれもなされておられません。といふことは、改正すべき点をあげてきて、それに関連して整理すべき点を上げておつた、こういうことなんです。まさに今国会での一番まずい改正法案になつておられます。従いまして、時間の關係上きよはこの程度にしておきますが、これは一々やつておると全部が

おかしなものになってくるというよう
な法律です。ことに商工組合を作るこ
の条件、不況要件をはずしてしまふこ
とは、この法律を作ったときの目的と
全然変わったものになってしまいま
す。それならば全条にわたって検討し
なければいかぬわけです。それができ
ていない。従って、あなたの私に対す
る答弁は、あとで議事録を読んでごら
んなさい。全部答弁になっていない。
従って、この点をもう一度考え直して
出直してもらいたい、こう言いたいと
ころです。そういう点につきまして
は、後日与党委員とも相談の上、善処
したいと思ひます。この程度にしま
す。

○早稲田委員長 次会は明日午前十時
より開会することとし、本日はこれに
て散会いたします。

午後一時四分散会

〔参照〕

商店街における事業者等の組織に関
する法律案(首藤新八君外四十四名
提出、衆法第三九号)に関する報告
書)

〔別冊附録に掲載〕